

現在被害を受けておられる方々

今後同様の被害を生じさせないための法制度の整備

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の改正案

○消費者契約法（民法の特例・・・あっせん、ADR、裁判の規範）

靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権

- 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - ① 当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、
 - ② そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、
 - ③ 又は**そのような不安を抱いていること**に乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

取消権の行使期間の伸長

- ① 追認をすることができる時から**3年**（現行1年）
- ② 契約締結時から**10年**（現行5年）
- ③ **時効が完成していないものには遡及適用**

(独) 国民生活センターの役割強化

- 重要消費者紛争解決手続（ADR）の迅速化
→ 和解仲介・仲裁による救済の強化
- 事業者名の公表等
→ 再発防止等の取組を働きかけ
- 適格消費者団体への支援（ADR情報の提供）
→ 地域における被害の予防・救済の実効性向上

令和4年度補正予算でもADRの対応能力を強化



不法行為に基づく紛争であれば契約締結後20年まで被害回復が可能

施行日：公布の日から起算して20日を経過した日

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(概要) ※ 国会提出時

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。

新法案の主な内容

〔施行期日〕公布の日から起算して20日を経過した日。なお、一部の規定については、公布の日から起算して1年以内の政令で定める日。施行後3年目見直し。

1. 寄附の勧誘に関する規制等

- 契約による寄附に加え、契約ではない寄附(単独行為)も対象とする【第2条】
- 寄附の勧誘を行うに当たっての寄附者への配慮義務【第3条】
 - ①自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする
 - ②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする
 - ③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにする

■ 寄附の勧誘に際し、不当勧誘行為で寄附者を困惑させることの禁止【第4条】

- ①不退去、②退去妨害、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知

■ 借入れ等による資金調達要求の禁止【第5条】

- 借入れ、又は居住用の建物等若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできないものの処分により、寄附のための資金を調達することを要求してはならない

3. 寄附の意思表示の取消し

※消費者契約に該当する場合は消費者契約法によって取消し

- 不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消し【第8条】
- 取消権の行使期間(追認できる時から・寄附時から、①～⑤は1年・5年、⑥は3年・10年)【第9条】

4. 債権者代位権の行使に関する特例

■ 子や配偶者が婚姻費用・養育費等を保全するための特例【第10条】

被保全債権が扶養義務等に係る定期金債権(婚姻費用、養育費等)である場合、本法・消費者契約法に基づく寄附(金銭の寄附のみ)の取消権、寄附した金銭の返還請求権について、**履行期が到来していなくても債権者代位権を行使可能にする**(※現行法上は、履行期が到来した分のみ)

2. 禁止行為の違反に対する行政措置・罰則

■ 報告徴収【第6条】

施行に特に必要な限度で、法人等に対し報告を求める

■ 勧告、命令・公表【第7条】

不特定・多数の個人への違反行為が認められ、引き続きするおそれが著しい場合、必要な措置をとるよう勧告
➡措置をとらなかったときは、命令・公表

■ 罰則【第16条～18条】 ※両罰規定あり

虚偽報告等: 50万円以下の罰金
命令違反: 1年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金

5. 関係機関による支援等

■ 不当な勧誘による寄附者等への支援【第11条】

取消権や債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようにするため、法テラスと関係機関・関係団体等の連携強化による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に努める

法律の運用に当たり法人等の活動に寄附が果たす役割の重要性に留意し、**信教の自由等**に十分配慮しなければならない【第12条】